

2020 年 11 月 2 日

一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構

推定規定に関する取扱いについての意見

前提

- 推定が及ぶ利用範囲について明確な定義が必要。同時配信「等」とあるが、同時配信のみか、追っかけ配信を含むか、見逃し配信も含めるのかなど、慎重に検討する必要がある。
- 推定規定は aRma 集中管理下の実演家に係る映像実演には及ばないことを明確にすべき。第2回ワーキングチームで説明した通り、既存の同時配信等については、aRma 集中管理下の実演家に係る映像実演についてすでに円滑な権利処理が実現しており、今後行われるものについても集中処理にて対応を検討中であることから、制度的な手当てが必要な立法事実は見当たらない。
- aRma に属さない権利者についても、放送事業者は権利者と直接の交渉機会が存するところ、その際に同時配信「等」についても許諾を得ればよい。直接の交渉機会があるにも関わらず、許諾の推定を認める結果、権利者によっては対価支払いを事実上迂回されたり、権利買取を求められたりするなど、その利益を不当に害する原因となることを危惧する。このような権利者について、推定許諾の対象とする必要が存するの十分に検討すべき。
- 上記の考え方を前提に、仮に一部の権利者が推定許諾の対象となる場合を想定し、以下コメントする。

検討に当たっての視点

- 推定許諾制度が導入されることによって、放送事業者が本來說明すべき契約条件（同時配信等を行うこと）の説明を怠ることが容認されることが懸念される。少なくとも、同時配信等を実施することについて、権利者に合理的な範囲で説明を行う努力義務を課すべきではないか。
- 前述の通り、収録が行われる前に契約交渉が行われる状態を想定するのであれば、むしろ契約を申し入れる側（放送局）が同時配信等での利用を明示する義務を負うのが原則ではないか。
- 権利者が同時配信等における利用を一切認識していない場合には、当然それを認識した時点で、別段の意思表示を可能とすべき。

推定が覆り得る事情の例

○対価について「明らかに放送のみを行う場合の水準」をどのように判断するのか。民放における対価は、通常様々な要素で変動し得るものであり、「放送のみを行う場合の水準」ではないと主張された場合の際の基準をガイドライン等で明確化する必要がある。

今後の対応

○推定許諾制度がない現行制度下においても、十分な説明がないまま、実演家の許諾権が放送事業者に買い取られる事案が少なくない。今回の議論を契機として、適正な権利処理の徹底が図られることを期待する。

○上記各項目に指摘した各事項について、ガイドラインに盛り込まれることを期待する。

(以上)